

改 正 案	現 行
<p>埼玉県都市公園条例</p> <p>第一条～第三十三条 (略)</p> <p>別表第一 (第一条の六関係) 一～三 (略)</p> <p>四 野外劇場及び野外音楽堂 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げるとおりとすること。 イ (略) ロ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（ハにおいて「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるとおりとすること。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（政令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十二條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 ハ・ニ (略) 五～七 (略)</p> <p>別表第一の二～別表第三 (略)</p>	<p>埼玉県都市公園条例</p> <p>第一条～第三十三条 (略)</p> <p>別表第一 (第一条の六関係) 一～三 (略)</p> <p>四 野外劇場及び野外音楽堂 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げるとおりとすること。 イ (略) ロ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（ハにおいて「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるとおりとすること。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（政令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十一條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 ハ・ニ (略) 五～七 (略)</p> <p>別表第一の二～別表第三 (略)</p>